



北多摩北(小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市) 第66号

# 保護司会報

令和4年7月31日発行 北多摩北地区保護司会  
発行責任者 会長 高日孝子

津田塾大学正面



困難な時代に今私たちは遭遇し、その対応に苦慮しています。通常の生活がいかに大事であり、様々な困難に打ち勝つてきた先人たちの貴重な努力と知恵の営みがいかに大切だったかを身をもって知らされます。それはすなわち我が身を置くこの大地、身近な郷土に視点を置く生き方ではないでしょうか。それぞれの市で発行されている郷土史という宝のツールを再認識してゆくと、地勢に歴史に様々な営みに、世界の認識と今後の自身の生き方に処する大きな智慧と力が自身のなかに湧いてくるのを感じます。



## 郷土史に心を寄せて

北多摩北地区保護司会 副会長 久下 幸廣

私たちは様々な対象者の保護観察処遇を実践しています。それが生まれ故郷に良きも悪しきも人生の足跡を残しているはずです。私は自分で記録してきている保護観察処遇ノートを常に参考にして、相手の心に常に寄り添える様に心がけています。身近な話題に郷土の歴史や思いを馳せてもらえば、更生への道がより一層確実な方向に進んでいくるだろうと思います。今までの経験から面接時にはこうした対象者の足跡、もしくはそれに通ずるヒントを通して、相手の心の扉が大きく開いたと実感する場面が多々ありました。

ある郷土史のなかに私の愛する郷土・小平の心和む風景が記述されています。「玉川上水には、春は桜が咲き、土手には四季折々の草花が咲く、鳥や昆虫も多い。まだ螢さえとんでいる。こうした自然は、一度破壊すると二度と帰つて来ない。鷹の台付近の玉川上水へりの雑木林は、今は武藏野の面影を止める貴重な場所となつてしまつた。」(「郷土こだいら」 小平市教育委員会発行)

人の心も、移り行く世間に流されず穏やかに安寧に営みが続いていることを願うものです。

## 令和四年度 保護司特別研修に参加して



北多摩北地区  
研修部長  
栗原 健人

六月八日本府にて開催された保護司特別研修に参加。コロナ禍で参集形式での開催は三年振りとの事であった。東京保護観察所管内各地区より合計三十余名が参集。テーマは「事例検討の進め方について」。前段で二瓶陽子統括保護観察官より「事例検討にあたり留意したい事」の内容。まずは対象者のプライバシーには特に気を付けて頂きたいということ。

その後「事例検討の進め方」について早稲田大学文学学術院教授藤野京子先生より講義。後半に実際の「模擬事例検討」をグループに分かれて協議、発表となつた。

藤野先生は教鞭の傍ら、更生保護施設「両全会（渋谷区）」での活動を通して心理学の立場

で更生保護を考えられている。事例提供者にとつての意義を「自分が困っている事例に対して、他の人ならどのように処するか意見を求めることができる。その体験を生かして現在の事例に対しても新たな視点を加えることができる」とし、また参加者にとつての意義は「ほかの人がどのような事例をどのように進めているかを知ることができ、類似事例理解の参考になる」とお話をされた。

続く事例提供者の留意点として「何の目的で、誰に、どの範囲の事を話してよいかについて対象者に同意を取る事」「何を話し合いのポイントにするか」を明確にするなどのアドバイスを頂いた。また「集団守秘義務を順守しながら、専門家同士の優劣を競う場ではなく、専門家

同士の相互支援、相互向上を目指す意見交換の場であるという認識の喚起が大事」というポイントを示された。最後に本日の事例検討体験を通して、各地区や分区で今後開催する事例検討会にどのような工夫をしてみようと思われたかと参加者へ問い合わせを頂き、約二時間の講義が終了となつた。今後に生かしていきたい。

### 本日の構成

- ・事例検討の意義
- ・事例検討における留意点
- ・事例検討体験
- ・事例検討会のコーディネーターになった際に留意したいこと

### 事例検討の意義

#### 【事例提供者にとっての意義】

事例検討の準備をする中で、その事例を振り返り整理することができる  
自分が困っていることについて、ほかの人がどのように処するかについて意見を求められる  
それらの体験を通じて、自身の事例への取り組み方に新たな視点を加えることができるようになる

#### 【事例検討会参加者にとっての意義】

自分が担当する以外の事例を疑似体験できる  
ほかの人がどのように事例を進めているかがわかる  
自分の担当する類似事例理解の参考になる

### 事例提供者側の留意点

- ・事例検討の対象者に対する配慮（誰に、どの範囲のことを、何の目的で話してよいかを相談して、同意をとる）
- ・何を話し合いのポイントにしたいかを検討する
- ・情報を整理し、どの程度の情報を提供するかを考える
  - ー対象者、場所、時期の表記の仕方
  - ー自身の見立て vs 周囲の見立て
  - ー事例理解に役立つ情報の領域・・犯罪関連（本件の経緯や本件以降の様子、犯罪歴、リスク予測）、飲酒等の問題行動、家族関係・家庭環境、経済力、就労・就学状況、他者との交流、生活スタイル、これらを本人自身どうとらえて行動に結びつけているか（本人の精神状態や性格傾向を含む）
  - ー改善更生に向けての見どころ



## 令和4年度 北多摩 北地区保護司会 総会

総務部長 浅見 良子



で総会が成立し、総会次第に沿つて進められました。高日孝子会長の挨拶に続きご来賓の祝辞と紹介があり、議事となりました。

議長団には東村山分区の野島芳夫保護司と清瀬分区の黒羽昭

保護司と清瀬分区の野島芳夫保護司が選出され、令和三年度事業報告、収支決算と監査の報告があり承認されました。次に令和四年度事業計画案、収支予算案が提案され原案通り承認されました。これ

をもって令和4年度の北地区保護

司会活動が始まりました。会場よ

りの名簿に関する意見に対しまし

ては今後理事会で検討することと

なりました。

続いて第一部として講演会があ  
りました。

### テーマ 少年法改正による 新たな保護観察について

講師 東京保護観察所立川支部長

藤井 淑子氏

少年法等改正が令和四年四月一日から施行され、家庭裁判所の处分時十八・十九歳の少年は「特定少年」と呼ばれ保護観察が変わります。

#### ① 特定少年の保護処分

② 二年の保護観察

保護観察期間は二年間です。

保護観察中に遵守事項違反があ

り少年院への収容（二年以下）

が決定すると保護観察は停止さ

れ、釈放された時に再開します。

その時は期間満了日が延期され

ます。解除、一時解除の良好措

置があります。

② 少年院送致

三年以下の収容期間が定められ少年院に送致されます。仮退院の決定により釈放させることができます。解除、一時解除の良好措

置があります。

③ 特定少年は、ぐ犯により保護処分に付すことはできないこととされました。

特定期間に定められたが、処分時十八歳未満の者の保護処分には変更ありません。また対象者の面接指導、生活環境の調整は大きく変わりありません。十八歳以上は成人となります。更生には家族の協力、支援は必要です。保護者への働きかけも大事です。

③ 六ヶ月の保護観察（更生指導）

保護観察期間は六ヶ月間で、保

護観察官による講習形式の待遇が主となります。保護司指名は

ありません。

#### (2) その他

① 檢察官送致（逆送）される範囲

が広がります。

家庭裁判所が事件を検察官に送り、検察官によつて刑事裁判所に起訴され、刑事裁判で有罪となれば刑罰が科されます。特定少年については原則逆送対象事件に「十八歳以上の少年のとき犯した死刑、無期または短期一年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件（現住建造物等放火罪、強制性交等罪、強盗罪、組織的詐欺罪等）」が追加されました。

② 事件が検察官により起訴された場合は実名報道されることがあ

ります。

③ 特定少年は、ぐ犯により保護処分に付すことはできないこととされました。

## 藍綬褒章を受章して



小平分区  
高日 孝子  
清瀬分区  
國井 富枝

令和4年春の褒章に際して藍綬褒章の榮に浴し、身に余る光栄に深く感謝しております。

三月初旬、内定の報を受け新聞発表の四月二八日まで家族以外の口外を控えるようとのことで、保護司の守秘義務に慣れていることもあり時を待ちました。受章の実感は法務省における伝達式でございました。これもひとえに関係機関、北多摩北地区保護司会、分団の皆々様のご指導ご鞭撻の賜物と心より深く感謝致しております。

平成一四年二月に保護司を拝命して以来、人とのふれあいと対話を大切に活動してまいりましたが、当初は自分の知りえなかつた家庭環境や社会に接し驚くばかりでした。対象者との初回面接は、今も初心に返れる大切な機会となり緊張いたします。

保護司活動も変遷期にあり益々多様化する現状から、心新たにより一層精進してまいります。

夏には皇居内見学が予定されていますので楽しみにしております。

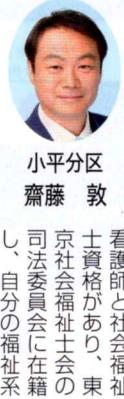
この度は、同期の友との同時受章をこの上なく幸せに存じます。ありがとうございました。

## 人事往来

### ○新任保護司

左記の方が新たに保護司として委嘱されました。どうぞよろしくお願ひいたします。

令和4年5月21日付



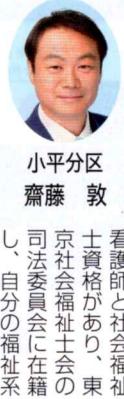
小平分区  
敦  
小平分区  
齋藤

看護師と社会福祉士資格があり、東京社会福祉士会の在籍司法委員会に在籍し、自分の福祉系会社は東京二弁護士会の依頼で更生支援計画を作る司法福祉に関わり、興味を持ちました。

令和4年5月21日付

### ○退任保護司

令和3年8月31日付  
山本真理子（小平分区） 在職十五年



小平分区  
敦  
小平分区  
齋藤

看護師と社会福祉士資格があり、東京社会福祉士会の在籍司法委員会に在籍し、自分の福祉系会社は東京二弁護士会の依頼で更生支援計画を作る司法福祉に関わり、興味を持ちました。

令和4年5月21日付

### ○任期満了保護司

令和4年5月21日付  
原 健一（東久留米分区）在職十四年

保護司会の皆様には大変お世話になり、誠にありがとうございました。在任中関わった事件や出来事の本質はしっかりと記憶に留めてまいりたいと思います。改めてお礼と共に保護司会の益々のご発展をお祈り申し上げます。

### ○表紙写真説明

#### 小平市「津田塾大学正面」

令和6（2024）年から新五千円札の肖像に採用される津田梅子（つだうめこ一八六四—一九二九）と、彼女が創立した津田塾大学の本館「ハーツホン・ホール」（小平市津田町）。彼女は日本初の女子留学生の一人で明治期に活躍した女性。明治三三（一九〇〇）年、津田梅子は私立女子高等教育における先駆的機関のひとつである「女子英学塾」を創設します。明治三六（一九〇三）年、女子英学塾は麹町区一番町から元園町を経て五番町の英國大使館隣接の地に移転しました。

その後関東大震災を経て、現在の府中街道沿いの、南に玉川上水が流れる小平キヤンバスが昭和六（一九三一）年に完成し移りました。昭和二三（一九四八）年三月二十五日付で「津田塾大学」として設立認可がおり、英文学科を開設しました。近代日本に対する貢献は、資本主義の父が渡沢栄一であれば、津田梅子は女子教育の母と言えます。

## 編集後記

先日保護司として初めて駅頭活動に参加した。中学校の教員の頃は、生徒会役員や中学生ボランティアを率いて、中央線沿線の駅頭でティッシュなどを配布し、社明運動の意義を流布する活動をお手伝いした。また「社会を明るくする運動」作文コンテストの表彰式に参列したこと也有った。今保護司として、保護観察の対象者を地域社会に受け入れ、生きづらさを少しでも解消できるよう、社明運動の趣旨を多くの人と共有する役割を果たしたいと思う。（R.S）

事務局 東村山分区 相談第1係 042-393-5111(代)
---------------------------------------